

建設機械の保有状況一覧表

審査基準日: 令和 年 月 日

申請者

新規掲載	No.	建設機械の種類	メーカー名	型式	製造・車体番号 車台番号(ダンプ)	種別又は規格	所有・リース の別	取得年月日		検査実施年月日 (ダンプ以外)	車検の有無 (ダンプのみ)	リース期間自動 更新条項の有無
								リース開始日	リース期間満了日			
		ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有 リース	年 月 日 年 月 日	年 月 日 年 月 日	年 月 日		有・無
		ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有 リース	年 月 日 年 月 日	年 月 日 年 月 日	年 月 日		有・無
		ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有 リース	年 月 日 年 月 日	年 月 日 年 月 日	年 月 日		有・無
		ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有 リース	年 月 日 年 月 日	年 月 日 年 月 日	年 月 日		有・無
		ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有 リース	年 月 日 年 月 日	年 月 日 年 月 日	年 月 日		有・無
		ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有 リース	年 月 日 年 月 日	年 月 日 年 月 日	年 月 日		有・無
		ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有 リース	年 月 日 年 月 日	年 月 日 年 月 日	年 月 日		有・無
		ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有 リース	年 月 日 年 月 日	年 月 日 年 月 日	年 月 日		有・無
		ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有 リース	年 月 日 年 月 日	年 月 日 年 月 日	年 月 日		有・無
		ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有 リース	年 月 日 年 月 日	年 月 日 年 月 日	年 月 日		有・無
		ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有 リース	年 月 日 年 月 日	年 月 日 年 月 日	年 月 日		有・無
		ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有 リース	年 月 日 年 月 日	年 月 日 年 月 日	年 月 日		有・無
		ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有 リース	年 月 日 年 月 日	年 月 日 年 月 日	年 月 日		有・無

上記記載の建設機械のうち、No.( )の建設機械は、リース契約書に再リースや買取条項が定められてなく更にリース期間の残りが1年7か月に満たないものです。  
この機械につきましてはリース期間満了後も再リース若しくは買取を行い、審査基準日から1年7か月以上の期間使用することを誓約いたします。

令和 年 月 日

商号又は名称  
代表者氏名

\*令和5年1月4日以降の電子車検証には、「使用者、所有者」「有効期間」等の記載がなくなります。審査においては、車検証閲覧アプリから当該情報が分かるものを印刷して提示していただくか、審査会場にてスマートフォン等で提示してください。

【記載要領】

※項番「64」で記入した台数分の評価対象建設機械を全て記載すること。

※「新規掲載」欄は、初めて載せる建設機械の場合に「○」を記載すること。

※「建設機械の種類」欄は、該当するものを丸で囲むこと。

※「種類又は規格」欄は、「建設機械の種類」欄にて選択した機種ごとに下記につき記載すること。

- ①「ショベル系掘削機」にあつては、ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシエル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有する旨。(例:バックホウ)
- ②「ブルドーザー」にあつては、自重。(例:3.89トン)
- ③「トラクターショベル」にあつては、バケット容量。(例:1.2立方メートル)
- ④「モーターグレーダー」にあつては、自重。(例:10.0トン)
- ⑤「移動式クレーン」にあつては、つり上げ荷重。(例:7.0トン)
- ⑥「ダンプ車」にあつては、自動車検査証の「車体の形状」欄に記載されている種類。(例:ダンプフルトレーラ)
- ⑦「高所作業車」にあつては、作業床の高さ。(例:2メートル)
- ⑧「締固め用機械」にあつては、その種類。
- ⑨「解体用機械」にあつては、その種類。

※「車検の有無」欄は、ダンプ車の車検の有効期間が審査基準日内の検査を受けている場合は「○」を記載すること。ダンプ車の場合は、検査実施年月日の記載不要です。

※記載の建設機械のうちリース契約書に再リースや買取条項が定められてなく更にリース期間の残りが1年7ヶ月に満たないものについては、リース期間満了後も再リース若しくは買取を行い、審査基準日から1年7ヶ月以上の期間使用することを誓約することができます。